不利益処分に係る処分基準

処分の名	称	と畜場施設の使用の許可の取消し等
根拠条例·規則等	等名	さいたま市と畜場条例
条項		第15条第1項
所 管 部	課	経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場(電話:048-644-2929)
処 基 (合 由) 準 準		 1 と畜場法その他の関連法令、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらの法令、条例又は規則に定める指示に従わないとき。 2 と畜場の業務又はと畜場内における他人の業務を妨害し、秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。 3 と畜場の衛生保持上、必要な措置を怠ったとき。 4 使用料、手数料その他と畜場に関し、本市に対する納入金を納付しないとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。
設定等年	月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		